

改正

昭和52年7月19日規則第11号
昭和60年4月13日規則第2号
昭和60年7月12日規則第6号
平成7年3月31日規則第40号
平成8年10月16日規則第24号
平成11年4月1日規則第3号
平成14年9月30日規則第30号
平成15年12月26日規則第32号
平成16年1月29日規則第53号
平成17年10月1日規則第49号
平成18年9月30日規則第32号
平成19年12月28日規則第35号
平成20年9月1日規則第30号
平成24年9月28日規則第21号の2
平成25年3月29日規則第55号
平成26年6月18日規則第4号
平成27年12月28日規則第28号
平成28年4月28日規則第8号
平成28年9月29日規則第23号

大牟田市子ども医療費の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大牟田市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(受給資格の認定申請の手続)

第3条 条例第5条第1項の規定により、子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、

子ども医療費受給資格認定・更新申請書兼台帳に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 子どもに係る医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証（以下「被保険者証等」という。）

(2) 次に掲げる子ども（以下「3歳から12歳までの子ども」という。）に係る子ども医療費について受給資格の認定を受けようとする場合にあっては、当該子どもの生計を維持する者の前年の所得（1月から9月までの間に受給資格の認定を受けようとする場合にあっては、前々年の所得）を証する書類

ア 条例第2条第2号イに掲げる乳幼児

イ 児童のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる書類により証明される事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（子ども医療証の交付及び不交付の通知）

第4条 条例第6条第1項の規定による子ども医療証（以下「医療証」という。）の交付は、市長が同項の受給資格者に対する医療証の交付の可否を子どもごとに審査した上、行うものとする。

2 市長は、条例第6条第2項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

（医療証の有効期限等）

第5条 医療証の有効期限は、次の各号に定める子どもの区分に応じ当該各号に定める日までとする。

(1) 条例第2条第2号アに掲げる乳幼児 当該乳幼児が3歳に達する日の属する月の末日まで

(2) 条例第2条第2号イに掲げる乳幼児 当該乳幼児が6歳に達する日以後の最初の3月31日まで

(3) 児童 当該児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日まで

2 受給資格者は、医療証の有効期限が満了したときは、当該医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

（受給資格の更新申請の手続）

第6条 条例第5条第2項の規定により、引き続き受給資格の認定を受けようとする者は、当該認定に係る子どもについて次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に受給資格の更

新を申請しなければならない。

(1) 条例第2条第2号アに掲げる乳幼児が同号イに掲げる乳幼児となる場合 当該乳幼児が3歳に達する日の属する月の前月の初日から末日まで

(2) 条例第2条第2号イに掲げる乳幼児が児童となる場合 当該乳幼児が6歳に達する日以後最初の3月31日が属する年度の3月1日から同月31日まで

2 前項の規定により、受給資格の更新を申請しようとする者は、子ども医療費受給資格認定・更新申請書兼台帳に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる場合 第3条第1号及び第3号に掲げる書類並びに乳幼児の生計を維持する者の前年の所得（当該乳幼児が3歳に達する日の属する月の翌月が1月から9月までの間にある場合にあつては、前々年の所得）を証する書類

(2) 前項第2号に掲げる場合 第3条第1号及び第3号に掲げる書類

3 第3条第2項の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(所得の状況の届出)

第6条の2 毎年10月1日現在において3歳から12歳までの子どもに該当する子どもに係る受給資格者（当該年において前条第2項第1号の規定により乳幼児の生計を維持する者の前年の所得を証する書類を添付して受給資格の更新を申請する受給資格者を除く。）は、当該年の8月1日から9月末日までの間に、当該子どもの生計を維持する者の前年の所得の状況について、子ども医療費所得状況届に当該所得を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、子どもの生計を維持する者の前年の所得を公簿等により確認することができるときは、同項の規定による届出を省略させることができる。

(医療証の再交付)

第7条 受給資格者は、医療証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、子ども医療証再交付申請書を市長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を汚損し、又は破損した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、亡失した医療証を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第8条 条例第7条に規定する規則で定める病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションは、健

康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関又は保険薬局、同法第88条第1項の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーションその他市長の定める病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）とする。

（子ども医療費の請求）

第9条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、子ども医療費の支払を市長に請求しようとするときは、子障親医療費請求書又は子障親訪問看護療養費請求書を市長に提出しなければならない。

（子ども医療費の支給申請）

第10条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、子ども医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて子ども・障害者・ひとり親医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、子どもが大牟田市国民健康保険の被保険者であって、当該子どもに係る子ども医療費の額を公簿等によって確認することができるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

（子ども医療費に関する不支給の決定の通知）

第11条 市長は、前条第1項による申請書が提出された場合において、子ども医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その旨及び決定の理由を文書により申請者に通知するものとする。

（重度障害者医療費受給資格認定児童に係る子ども医療費の支給申請等）

第11条の2 対象者は、条例第9条第1項の規定により、重度障害者医療費受給資格認定児童に係る子ども医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類及び次の各号に掲げる書類を添えて子ども・障害者・ひとり親医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

- （1） 重度障害者医療費受給資格認定児童に係る被保険者証等
- （2） その他市長が必要と認める書類

2 第10条第2項及び第11条の規定は、重度障害者医療費受給資格認定児童に係る子ども医療費について準用する。この場合において、第10条第2項中「前項」とあるのは「第11条の2第1項」と、「子どもが」とあるのは「重度障害者医療費受給資格認定児童が」と、第11条中「前条第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

（受給資格者の届出）

第12条 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所、氏名及び個人番号
 - (2) 子どもの被保険者証等の内容
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 受給資格者は、条例第10条の規定により、届出をしようとするときは、子ども医療変更届に医療証を添えて、市長に届け出なければならない。
 - 3 受給資格者は、条例第2条第4号に規定する保護者の要件に該当しなくなったときは、子ども医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、市長に届け出なければならない。
 - 4 受給資格者は、子ども医療費の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者の行為による傷病届に医療証を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

(様式)

第13条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 子ども医療費受給資格認定・更新申請書兼台帳 様式第1号
- (2) 子ども医療証 様式第2号
- (2)の2 子ども医療費所得状況届 様式第2号の2
- (3) 子ども医療証再交付申請書 様式第3号
- (4) 子障親医療費請求書 様式第4号
- (5) 子障親訪問看護療養費請求書 様式第5号
- (6) 子ども・障害者・ひとり親医療費支給申請書 様式第6号
- (7) 子ども医療変更届 様式第7号
- (8) 子ども医療費受給資格喪失届 様式第8号
- (9) 第三者の行為による傷病届 様式第9号

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日以降に受けた医療に係る乳幼児医療費から適用する。
- 2 大牟田市乳児医療費の支給に関する条例施行規則（昭和48年規則第26号）は、廃止する。
- 3 条例付則第4項の規定により、乳幼児医療費の支給を受けようとする者は、平成24年12月28日までに市長が別に定める乳幼児医療費支給申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 被保険者証等
 - (2) 条例付則第4項に該当する者であることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

4 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる書類により証明される事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

付 則 (昭和52年7月19日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年7月1日から適用する。

付 則 (昭和60年4月13日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、昭和59年10月1日以降に受けた医療費について適用する。

付 則 (昭和60年7月12日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、昭和60年6月1日以降に受けた医療にかかる乳幼児医療費から適用する。

付 則 (平成7年3月31日規則第40号抄)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年10月16日規則第24号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の様式については、改正後の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の様式とみなして、当分の間、なお使用することができる。

付 則 (平成11年4月1日規則第3号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の様式については、改正後の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の様式とみなして、当分の間、なお使用することができる。

付 則 (平成14年9月30日規則第30号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

付 則 (平成15年12月26日規則第32号)

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

付 則 (平成16年1月29日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年10月1日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年 9 月30日規則第32号）

- 1 この規則は、平成18年11月 1 日から施行する。ただし、様式第 2 号の改正規定中「初診、往診料の一部」を「初診料及び往診料の一部（3歳に達する日の属する月の末日までにある者を除く。）」に改める部分は平成19年 1 月 1 日から、「及び標準負担額」を「並びに入院時の食事療養標準負担額」に改める部分は平成18年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の様式第 4 号から様式第 6 号までについては、改正後の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の様式第 4 号から様式第 6 号までとみなして、当分の間、なお使用することができる。

付 則（平成19年12月28日規則第35号）

- 1 この規則は、平成20年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の様式によりなされた手続は、改正後の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の様式によりなされた手続とみなす。

付 則（平成20年 9 月 1 日規則第30号）

- 1 この規則は、平成20年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、施行日前においても、改正後の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成20年条例第 7 号）による受給資格の認定及び当該受給資格を認定した者に対する乳幼児医療証の交付をすることができる。

付 則（平成24年 9 月28日規則第21号の 2）

この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

付 則（平成25年 3 月29日規則第55号）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の様式第 8 号については、改正後の大牟田市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の様式第 8 号とみなして、当分の間、なお使用することができる。

付 則（平成26年 6 月18日規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の規定により交付された乳幼児医療証であって、この規則の施行の日以後なおその効力を有するものについては、改正後の大牟田市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

付 則（平成27年12月28日規則第28号）

- 1 この規則は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の大牟田市子ども医療費の支給に関する条例施行規則様式第1号は、施行日以後に行われる同規則第3条第1項（同規則第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による提出について適用し、施行日前に行われた改正前の大牟田市子ども医療費の支給に関する条例施行規則第3条第1項（同規則第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による提出については、なお従前の例による。

付 則（平成28年4月28日規則第8号）

- 1 この規則は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 大牟田市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第2号）付則第4項の規定により子ども医療費の受給資格の認定及び子ども医療証の交付をする場合は、改正後の大牟田市子ども医療費の支給に関する条例施行規則に定めるところによる。

付 則（平成28年9月29日規則第23号）

- 1 この規則は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成28年に限り、改正後の大牟田市子ども医療費の支給に関する条例施行規則第6条の2第1項の規定にかかわらず、施行日前に提出された子どもの生計を維持する者の平成27年の所得を証する書類については、同項の規定により届け出されたものとみなす。

様式第1号（第13条関係）

様式第2号（第13条関係）

様式第2号の2（第13条関係）

様式第3号（第13条関係）

様式第4号（第13条関係）

様式第5号（第13条関係）

様式第6号（第13条関係）

様式第7号（第13条関係）

様式第8号 (第13条関係)

様式第9号 (第13条関係)